

指定紛争解決機関に関するお知らせ

平成22年10月1日

お客様各位

株式会社 USS サポートサービスは、貸金業法第12条の2の2に基づき、貸金業務に係る指定紛争解決機関：『日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター』との間で手続実施基本契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

<貸金業務に係る指定紛争解決機関>

名称：『日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター』

住所：『〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル』

電話：『03-5739-3861』

『日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター』は、貸金業務に関する相談・苦情をお受けするための金融庁の指定を受けた機関です。

詳細につきましては日本貸金業協会ホームページをご覧ください。

【日本貸金業協会ホームページ】[WWW.j-fsa.or.jp](http://www.j-fsa.or.jp)